

調査報告書概要版

令和 6 年 3 月 19 日

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会

目 次

第1	事実関係の検討（概要）	1
1	事実関係の概要	1
2	本件において「いじめ」に該当する行為	1
3	本件の重大事態該当性	5
第2	本委員会による提言	6
1	I C Tの危険性について、具体的な事例を用いて周知させる	6
2	児童のトラブルを発見した際に、速やかに対応、あるいは柔軟な対応をとれる体制を構築する	6
3	児童が安心感を持てる学級経営	7
4	担任と児童のコミュニケーションの問題点を、組織の問題としてとらえること	7
5	教員間でのコミュニケーションについて	9
6	いじめ認知の仕方について	12
7	いじめ問題が発生した際のルール of 事前周知と、いじめ問題における子どもの意見表明権の保障	13
8	加害児童へ指導の仕方の提言	15
9	環境調整に関する提言	15
10	事態が慢性化している状況となった場合も、対応を続けること	16
11	いじめ認知を行った後の、被害児童と加害児童の話し合いの場の設定についての提言	16

第1 事実関係の検討（概要）

1 事実関係の概要

本件は、守谷市内のA小学校（以下「本件小学校」という。）の令和4年度の小学6年生に在学中（事件当時）の被害児童が、係活動に関して、タブレット端末上の授業支援ソフト（以下、MetaMoji）を用いて、関係児童らと共同作業中、被害児童が作業カードに、キャラクターを貼り付けたところ、それに不満を持った複数の関係児童（以下「関係児童」という。）から依頼を受けた担任に、キャラクターを承諾なく消されたこと、関係児童から、タブレット端末上の授業支援ソフト上で暴言を受けたこと、その後も、被害児童が拒絶しているにもかかわらず接触を図られ、また、クラス内で被害児童の悪評が広まり、不登校が長期化し、転校したという事案である（以下「本件」という。）。

2 本件において「いじめ」に該当する行為

（1）「いじめ」の定義について

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為…（中略）…であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）「MetaMoji」内での言葉のやり取りについて

被害児童は、同級児童である関係児童から、10月28日（金）から10月29日（土）までの間、貼り付けたキャラクターを消すように強く言われ、誰がそのキャラクターを貼り付けたのか問い詰められていたこと、実際に、被害児童のいない場においてキャラクターを消されるに至ったという事実関係を前提にして、その後、「MetaMoji」内で、関係児童二人が連携する形で、ボイスメモを送

り「いい加減にしろ」と述べたこと、「友達消えるよ」「月曜●（被害児童）学校休む」など、月曜以降の学校生活が困難であろう旨を示唆され、強い言葉で伝えられたことにより、苦痛を覚えたことが認められる。

以上のことから、「MetaMoji」内での被害児童に対する前記の行為は、「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」であり、被害児童からの聴き取り結果によれば、前記行為により被害児童が「心身の苦痛」を感じたものと認められ、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定する「いじめ」に該当するものと認められる。

なお、関係児童は、被害児童が先に関係児童の顔を塗りつぶした、被害児童が「性格ブスちゃん」というなど暴言を吐いた、被害児童から、友達全員に本件を「チクる」と言われた、被害児童が「死ね」を意味するマークを書いたと述べているが（被害児童は否定）、前記のとおり、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定する「いじめ」は、被害児童が苦痛を受けたかどうか中心に判断され、どちらに責任があるか等を判定する概念ではないことからすると、本件の「いじめ」の該当性は否定されるものではない。

また、被害児童が「MetaMoji」での一連のやり取りの後、家族が様子を見に行くほど精神的に不安定となり、泣いていた一方、関係児童は、特段強い苦痛を受けた様子はなかったこと、また、関係児童は、自身らの希望どおり、担任から被害児童が貼り付けたキャラクターを消去してもらっていたこと、当時、LINEで通話を行う、関係児童の一部はグーグルミートで会話しながら書き込みを行うなど、被害児童に比較して精神的に優位に立っていたことが認められることから、受けた苦痛、また今後の不安の程度としては、被害児童が大きかったものと認められる。

また、被害児童が受けた精神的苦痛の裏付けとして、この件の以前から、本件クラスにおいて関係児童以外との関わりが乏しく、関係児童と陰悪になった場合は学校生活において孤立するおそれがあった点、10月28日（金）以前にも、関係児童から避けられている疎外感を持っていたこと、担任が自身のキャラクターを消し

たことから孤立感を深めていたことがあげられる。

- (3) 被害児童が拒否しているにもかかわらず、関係児童が、被害児童の自宅に行ったこと、また、被害児童のいる相談室に複数回行ったことのいじめ該当性

本件では、関係児童の一部が、10月30日（日）に、被害児童の自宅に行ったことが認められる。また、被害児童が別室登校をしている場所に、関係児童の一部が被害児童と直接話すことを求めて訪れていることが複数回あり、学校が中を覗けないように相談室のガラス窓に紙を貼ったところ、紙の隙間から覗くことがあった。また、関係児童が、休み時間には廊下で接触の機会をうかがうなどの行為が見られた。

上記は、被害児童が、関係児童からの接触を強く拒否していたにもかかわらず、関係児童の一部が繰り返し接触を求め、よって被害児童の相談室や学校内での平穏が害され精神的苦痛を受けたことが認められる。以上は、「いじめ」に該当する。

関係児童は、被害児童に対し直接話をし、被害児童との認識のずれを訂正して解決をしたいという意図であったとも思われるが、すでに述べたように、いじめがそれを受けた児童の主観的意図によって定義をされていることに鑑みて、いじめであることは否定されない。

この点については、学校は、関係児童に指導をしたが、繰り返されている。しかしながら、関係児童が被害児童の自宅まで行くほど直接話したいと考えていたにもかかわらず、学校が被害児童だけの言い分しか聞かないと感じたことが、関係児童が行為を繰り返した原因であると考えられることからすれば、被害児童の心情を丁寧に説明して理解を求めたり、関係児童が何を話したいかの聴き取り、それに別の形で対応したりすることも検討すべきであった。

- (4) 本件において、「被害児童が加害者である」とクラスに流布したことの「いじめ」該当性

関係児童の一部が、10月29日（土）に「MetaMoji」で、被害児童が関係児童に「死ね」とのマークを書いたとし、その動画をクラスメイトの一部に見せ、そのような内容がクラスメイトに広まったと認められる。その結果、被害児童は、直接は関係児童の行為を見ていないものの、被害児童が「加害者」であるとの情報の流布により教室に入れないと述べており、精神的苦痛を受けたと認められる。

以上より、上記は「いじめ」に該当する。

関係児童が上記行為に至った原因として、被害児童が自身らに対し顔の塗りつぶしを先に行ったと認識し、また、被害児童も自分らに対し、暴言を言ったにもかかわらず、自身が学校等から「いじめ」加害者として扱われたことについて、事情を知りたがっている自身の知人らに対し、事実を知らせようとしたということが考えられる。また、「MetaMoji」でのやり取り中、被害児童から、クラス全員にチクするという趣旨を伝えられたことによって、自分もクラスメイトに話したとのことであった。関係児童らが、クラスメイト全員に対して事実を流布したかどうかは不明であるが、クラスメイトも、関係児童に聴き取りが行われていること、クラスに見守りのための別の教員が配置されたこと、被害児童が別室登校をしていることなどから、何が起こっているのかを知ろうとすると考えられ、話した児童が少数であったとしても、事実を知ろうとするクラスメイトの間で自然発生的に事実が広まっていった可能性がある。

いじめ防止対策推進法の定義は、事実を聞いたクラスメイトが誰であるかが特定できるかどうか、また法律上その行為の責任があるかどうかにかかわらず、被害児童の受けた苦痛によって判断されること、また、クラス内で被害を主張した児童こそがいじめ加害者であるとの情報が流布した場合、もともと精神的苦痛を受けていた被害児童は、さらに大きな精神的苦痛を受けることが相当であるから、本件行為は「いじめ」であると認められ、また、このような情報が流布し、被害児童がそれを認識していることは、被害児童が登校できなくなった要因の一

つであると認められる。

そのため、学校としては被害児童の受けている精神的苦痛を真摯に受け止め、関係児童、クラスメイトらへの個別調査や個別指導を試みる必要があるであった。

3 本件の重大事態該当性

上記で認定したいじめの影響により、被害児童は長期にわたり不登校となり、また、転校したことが認められることから、いじめ防止対策推進法の第28条第1項第1号、第2号の重大事態に該当する。

第2 本委員会による提言

1 ICTの危険性について、具体的な事例を用いて周知させる

近年学校教育においては、ICTの活用を推進されるべきとされ、本件で使用された「MetaMoji」も、授業支援ソフトであるものの、SNSと同様の機能を持っており、想定されるリスクにつき十分な注意喚起が必要である。

SNSと同様の機能を持つソフトの使用は、基本的には授業内で行うべきであり、想定されるSNSトラブルやその対応方法について、具体的に説明することもある必要である。たとえば、悪口を書くなどのトラブルが発生した場合には、速やかに利用を中断するなどである。

また、すでにトラブルが起きていた場合には、作業の完成が遅れるとしても、下校後等、学校の目の届かないところでのグループ作業をさせるべきではないこと、普段仲が良く見えているグループであっても、トラブルが発生しいじめに発展しうるため同様に注意すべきであることも、教員間で意識の徹底をすべきである。

2 児童のトラブルを発見した際に、速やかに対応、あるいは柔軟な対応をとれる体制を構築する

管理職からの発言として、「時間をとって昼休みとかに話し合いをして本人たちが納得した形で帰っていれば」「集団下校で帰しており、残して話し合いができない」という問題点が挙げられている。

本件でも、下校時刻には、トラブルが判明していたわけであるから、放課後、関係児童と話し合いの機会を持つことも検討されたが、集団下校時であったことで時間が取れなかったことも遠因であると考えられる。トラブルの芽を摘むため、このような場合は集団下校をさせないことがあり、その場合の連絡方法を定めておく、また、問題が生じた場合、保護者の承諾を得たうえでヒアリングを放

課後行なうなどして、通常の時間割内でいじめ問題に対応する負担を減らすなど、上記のような柔軟な対応をとることができるよう、事前に定めておくことも検討される。

3 児童が安心感を持てる学級経営

本件児童が、強い不安感をもった原因として、クラスにおいていじめが発生していたが、解決に至っておらず、しかも、それを自身の友人が行っていたというものがあげられる。学校は、周囲の児童からのいじめの報告（いじめアンケートなど）であっても、真摯に受け止め、早急に事実関係を把握し対応するなどして、当該児童の持っている不安感の解消に努めるべきである。

また、被害児童が、関係児童から避けられた場合に強い疎外感を持った様子が見えてくる。高学年の児童にとって、友人グループ内から避けられる状況が生じた場合、その後のクラスでの孤立が想定されることから不登校が生じやすくなることもありうるため、クラス担任は、グループ活動において、普段の友人関係だけで組ませるのではなく、日ごろあまり関わりのない児童同士でも関係を築けるような工夫をすることが考えられる。

また、相手がいなくて悪評を共有しあう陰口等も端的にいじめとなり得ること、相手に直接伝わってなくても、相手を孤立させる状況となれば相手に間接的に伝わるのであり他人のネガティブな評価を児童間で共有させないような工夫（いじめ予防授業にてとりあげるなど）や学級の雰囲気づくり（構成的グループエンカウターの実施など）が求められる。

4 担任と児童のコミュニケーションの問題点を、組織の問題としてとらえること

- (1) 本件では、関係児童と担任が、事件以前からコミュニケーションが取れていなかった結果、解決に当たって担任が主導的な役割を果たすことができなかったという問題がみられた。また、担任が、関係児童の要望をすぐに聞き入れた

背景にも、担任が関係児童とのコミュニケーションに悩みを持っていたことが影響している可能性もある。

高学年の児童は発達段階の特徴として、担任に説明のつかない反発を感じることもあり、本件調査において、平常から担任に不適切な指導が確認されているわけではない。しかしながら、児童とコミュニケーションの問題が生じ、さらに複数の児童にそれが広がっている場合には、担任は自身の指導力について悩み、また、周囲の教員も、担任に助言をしにくいという実態が認められる。

そのため、学年主任や管理職は、担任と児童のコミュニケーションがとれていないことは、いじめ問題が重大化するリスクとなることを認識し、高学年の児童とのコミュニケーションの問題は誰にでも生じ得ること、日ごろから、そのような指導方法について情報共有をしあう、悩み相談にのる担当をあらかじめ決めておくなど、担任が問題を抱え込まないような組織的体制をとることが必要と考えられる。

(2) コミュニケーション不足の原因が、上記のとおりいじめ問題の重大化その他の学級の機能不全をもたらすことからすると、管理職は、担任のコミュニケーションの不全の問題が複数又は継続的に指摘されている場合には、その原因が、担任の不適切な指導の問題なのか、担任と児童の相性の問題なのか等を見極め解決につなげていくために、授業を見学する、児童の言い分を確認するなどして、具体的な検証や対応をとることも提言としたい。

(3) 本件担任が、生徒指導部会に出席しているなどの様子は見られないが、生徒指導の在り方を話す生徒指導部会に定期的に参加し、他の教員の指導方法を見聞きすることも研修としての効果をもたらすと考えられ、生徒指導部会に参加していない教員にも、参加を促すべきことも提言としたい。

(4) 教員間の交流の機会は重要であり、指導に関して悩みを共有し、助言しあう関係がなければかえって心理的負担、トラブルが起きたときの対応時間が増すこととなる。

他の学年との教員間の意見交換をすることも、教員にとっては指導方法の向上につながると考えられることから、学年主任会や学校全体でケース検討会を実施し意見を出し合うなど、学年を問わず教員間が意見交換をしやすい組織作りも必要である。

5 教員間でのコミュニケーションについて

(1) 管理職とその他の教諭について

本件では、管理職の対応方針に対し、担任が意見を述べることはなかったとのことである。担任任せにせず管理職による組織的対応をとっていることは評価されるものの、しかしながら、日ごろ児童の様子を観察しているのはまず担任であることから、担任の意見を確認することは重要であり、いじめ問題について担任が意見を述べる機会を持てるよう、管理職は工夫する必要がある。また、本件にかかわった複数の教員から、対応の方針が、管理職と被害児童保護者との話し合いで決定されており、思うように動けなかったという発言があったが、この点についても、何らかの方針を決定する場合には、現場で話を聞いて調整している教員の意見を述べさせるなどの管理職側の工夫が必要である。

また、管理職及び教員それぞれが持つ情報を十分に共有できていない状態にあった。チームで検討することは必要であるものの、それぞれ関係した教諭は、児童に別の時期に接していることから異なる情報を持っていると考えられ、これらの情報を交換しながら、それぞれの見解を理由とともに突き合わせるといったケース検討を行うよう工夫すべきである。

管理職は、これらの意見が出尽くした結果、最終的に決定をするべきであり、漠然とした情報の下に上からの意思決定をした場合、実情とずれた決定がなされる恐れがあることを念頭に置くべきである。

(2) 管理職間のコミュニケーションについて

本件では、管理職間でもコミュニケーションが取れていなかった様子がうかがえ

るが、校長と教頭間であっても、保護者等に実際対応するのは教頭が多いことからすると教頭からまず事案の見方をきく、また、関与の薄い管理職がいれば、事案の見方を聞いてどのように本件に関与できるかを確認していくなど、校長が率先して管理職のコミュニケーションをとる工夫をすべきである。

(3) スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）・スクールカウンセラー（以下「SC」という。）と学校とのコミュニケーションについて

本件では、被害児童と関係児童の初期の話し合いの場で、SSW が介入しているが、教諭は、SSW がどのような事前準備をしたかどうかについてのすり合わせがなかったとの認識をもっている。また、教員からの聴取によると、関係児童に対し、「いじめ」という言葉を使った指導を行ったのは、SSW が初めてだとのことであるが、それも事前にどの程度の協議がされていたのかは判然としない。

SC や SSW については、限られた時間しか学校に勤務していないことからクラスの詳細な状況を把握していない、それまでの経緯についての具体的情報が不足している、学校の教員とのコミュニケーションをとる機会に乏しい等の可能性がある。そのため、十分に事前の準備・打ち合わせをしていない段階では、原則としては、関係児童や保護者・教員のヒアリングや個々のサポート、専門的な知見からのアセスメント、対応に関する助言、中立的な司会を担当するなどの役割にとどめ、具体的な指導や説明は現場の教員が行うべきとも考えられる。また、本件においては、SC が関係児童に対し、児童それぞれの心情を聴き取ることがないまま、被害児童から得られた情報のみによって SC 自らが指導を行い、関係児童の傷つきと反発を招いている。関係児童との信頼関係も形成されておらず、十分な情報が得られていない状況で、SC が直接指導をすることは不適切であり、教育現場での指導は学校の教員が担い、SC はそのサポートを行うべきである。

また、「いじめ」という言葉を使うかどうかは、事前に学校と SSW が協議を持つべきであった。

また、SC が保護者の代理人として市教育委員会とのやり取りを担っていた局面もあり、了解を得た上で保護者や被害児童の心情を学校等と共有する役割は期待されるものの、代理人としての行動については、接する相手は SC であると考えて情報を提供していることなどから考えても、一般的な SC の役割としては疑問も残る。

上記のように、専門家に助力を求めること自体は推奨されるが、事前に市教育委員会にて適切な活用のあり方について協議し定めておくことが望ましい。また、学校で活動に入る際には、事案への関与のあり方と対象となる範囲について、学校側と SC・SSW との間で、事前にそして活動開始後も随時、話し合いを重ねながら対応の方向性を確認することが重要である。

学校が、SC・SSW の専門家としての知見に過剰に期待する場合もあるが、その一方で普段コミュニケーションをとる機会のない専門家に意見を申し述べにくいこともあると考えられるため、特に緊急時における役割や協働のあり方などについては具体的に協議しておくべきである。

また、教職員が行っている日々の教育活動に対して SC や SSW の視点から専門的な助言（コンサルテーション）が日常的に行われることも重要である。現状では SC や SSW が配置されている時間が限られており、SC や SSW は個別面接に時間を取られがちである。そういった活動だけではなく、チーム学校の一員として教職員と情報共有のもと、緊密に連携を取って児童生徒の支援に当たることが必要である。教職員は、支援ニーズのある児童生徒への関わりについて、SC や SSW と日常的に協議し児童生徒理解や支援方法について助言を受けるべきである。学校の生徒指導担当や教育相談担当の教員は、SC や SSW による面接相談の予約を管理するだけでは不十分である。支援が必要な児童生徒を広く把握し、その担任が SC や SSW にコンサルテーションを受けられるように、連絡調整を行わなければならない。また、定例の生徒指導部会や必要に応じて開催されるケース会議などの児童生徒の支援に関わる会議には、SC や SSW の出席を求め、心理や福祉の専門性をもとにした助言を仰ぐことも重要である。

6 いじめ認知の仕方について

(1) いじめ認知について、いじめ対策組織に市総合教育支援センターからいじめ対策指導員が隔月で参加する体制をとっているのは、外部の専門知識を有する人物からの助言を受ける機会を持つことを可能にしており、評価できる。

(2) いじめを認知するとしても、調査をしてから、指導の軽重が変わること、また、いじめ防止対策推進法の定義によると、被害児童の苦痛を主眼としているため、加害児童からの聴き取りを待たずにいじめ認知は可能とも思えるが、加害とされる児童は、聴き取りをされずにいじめとの扱いを受ければ、抵抗を持つと考えられること、また、加害児童から聴き取りをした上で、被害児童がどのように考えるかという点もあるため、まずは調査を先行させた上で、いじめという言葉を使用すべきであるし、また、その時期については管理職が協議を経た上で、決定すべきであり、現場の教諭に任せるべきではない。

被害児童保護者から、いじめ防止対策推進法の定義などの説明がなされる場合もあると考えるが、いじめ認知にはそのような過程を経ることとなっていると説明した上で、まず十分に調査を行う旨を伝える等、被害者の申し出を受け止めながらも、ルールに従った対応を行うべきである。また、そのルールについては、あらかじめフローチャート等にしておくことを提言する。実際のいじめが起きた場合に、ルールとして定まっていることを示すことができる点で、扱いの客観性・公平性から関係者への説明に納得を得やすいという利点もある。

(3) いじめ認知に当たって、被害児童と加害児童の心情の理解をするため、事実関係の調査を行い、その結果と、言い分の食い違っている点を双方に伝えること
いじめ認知をするに当たっては、被害児童の思いを傾聴し、被害児童がどのような点で精神的苦痛を受けているかに加えて、前後の経緯、それまでの関係性などを踏まえて、被害児童や保護者が何に不安に思い、また苦痛を受けているか、調査者自身が理解可能な程度まで確認する必要がある。

また、加害児童についても、どのような思いであり、指導に反発を覚えている

場合には指導のどの部分にどのような理由で納得できていないのかを丁寧に聴き取り、それを被害児童に伝える必要がある。

被害児童に加害児童の言い分を伝える場合は、加害児童に、どの範囲で被害児童に伝えるかを確認した上、被害児童が、学校が加害者の味方をしていると受け取られないような配慮をしながらではあるが、問題の真の解決のためには、基本的に伝える必要がある。

(4) いじめ認知について、今回、被害児童の受けたいじめが認知された事案であるので、被害児童が行った書き込みについて、被害児童には確認しなかったとのことであるが、いじめ全体の事実関係、関係児童に対しての効果的な指導、被害児童と加害児童の関係は今後も続いていくことに鑑みると、被害児童に関して加害児童が主張している点も、調査を行うことが必要である。

(5) また、被害児童に関するうわさをクラスに流したかどうかについて、関係児童へのヒアリングは行っていないとのことである。

しかしながら、クラスに悪評を流されるということは一般的に児童に苦痛を与えることに鑑みればヒアリングをすべきであり、当初のいじめ認知に付随する事柄としてではなく、そのことによって教室に入れない場合には、いじめとして対応すべきことを提言する。

7 いじめ問題が発生した際のルール of 事前周知と、いじめ問題における子どもの意見表明権の保障

(1) 本件小学校では、いじめの定義については授業がなされていたが、関係児童は学校側の指導に反発している。

いじめの定義を知っていても、実際にトラブルが起きた際を想定して、自分事として捉えるような対応が望まれるが、たとえば、いじめが発生した場合に、学校がどのような対応をとるかの事前周知により、いじめに該当する行為が発生した場合にどうなるのか、事前予測をさせるため、学校のいじめ対応におけるルー

ルを知らせる、検討することが望ましい。

具体的には、いじめの定義については、行為者に責任があることを前提としたものではなく、行為を向けられた者が苦痛を受けていることをなるべく救おうという前提に立ったものであること、行為を向けられた者の心身に苦痛を与える行為が発生した場合、学校はそのことを調べ、指導を行うように法律で決まっていること、そうなった場合、児童間の直接の話し合いではなく学校が調査に入り、その際には担任やその他の教員が聴き取りを行う場合があること、言い分の食い違いは双方に伝えられ、事実確認が行われること、いじめが起きた際に、児童間の接触が行われた場合、教室内に見守りが入る可能性があること、そうなった場合でも、双方、学校の指導外で、いじめの詳細を周囲の児童に伝えた場合の弊害、そうした場合には、いじめ問題が長期化し、不登校が発生しうることなどの周知が考えられる。

このようないじめ問題の対応のルールについては、意見表明権の保障の観点から、いじめ問題が発生する以前から、児童がクラス内で協議をすることも検討される。このように、児童がいじめ問題となる状況を事前に知り、ルール作りに意見を表明する機会を与えることで、いじめに対して自分事として捉えることができる機会になり、また、実際にそのような状態となったときの反発が減るという効果も期待される。

問題が起きる以前から、保護者にも、上記のような情報を提供しておくことで、その後の対応方針に対する理解・納得が得られやすくなる効果も期待できる。

(2) 実際にいじめが発生した後も、子どもの意見表明権の保障という観点から、被害児童の希望を直接聴取すること、また、関係児童がどうしたいかを聴取することも必要である。また、学校の判断や、双方の希望が対立しているため、児童の希望が実現できない場合にはそれを理由も含めて丁寧に説明すべきであるし、また、意見表明をするに当たっては、被害児童に十分な情報を提供すべきであ

る。

8 加害児童へ指導の仕方の提言

(1) 本件では、被害児童が強く拒否しているにもかかわらず、関係児童が被害児童との接触を求める動きが何度も見られた。それについて教職員が接触しないように指導したが関係児童の行動が変化にはつながらず、被害児童の不安につながっていた。関係児童に対しては、ただ単に行為をやめるように教職員が働き掛けるだけでは、表面的な変化に止まりがちである。そのような行為に至る考えや感情の動きを丁寧に聴き取った上で、考えや感情が変容し結果として行動が変化するように働き掛けなければならない。

(2) 関係児童は被害児童の行為への否定的な捉え方を他児童に広めるような行為を行っていた。関係児童が教職員は自分たちの話の気持ちを理解し受け止めてくれないと感じたことがその原因のひとつだと考えられる。教職員は、関係児童から丁寧に話を聴き気持ちを理解し受け止めた上で、関係児童が自分たちの捉え方を他の児童生徒に話さないように指導することが必要であったと考えられる。

以上のように、加害児童に対して単に行為をやめさせるような指導をするのではなく、話を丁寧に聴いた上で考えや感情などの内面への働き掛けが必要である。

(3) 上記の心情理解とともに、学校は、いじめが許されない人権侵害、あるいは許されない人権侵害につながるものであるという姿勢を維持することも必要であり、そのためには、名誉毀損、侮辱、プライバシー、生活の平穩の侵害、性的自由の侵害など、目に見えない人権侵害についての理解を深め、自身のこれまでの経験や学校ではこの程度の出来事は通常であるという経験知のみに頼ることなく、何が許されない人権侵害であるのかという人権意識を醸成する研修を実施するなどの機会も必要である。

9 環境調整に関する提言

クラス全体にいじめが広がり、改善の傾向がなく、それが、被害児童がクラスに入れない要因である場合は、クラス替えや加害者の別室登校、加害者の出席停止などの環境調整を柔軟に検討することも、提言の一つとしたい。

10 事態が慢性化している状況となった場合も、対応を続けること

本件において、急性期には会議等が頻繁に持たれている一方、問題が硬直化し、受験・冬休み等で不登校が慢性化し、保護者としては事案を放置したと受け止められる恐れがあることを踏まえ、管理職には、解決に至っておらず長期化しているいじめについては、その時点で表面化していなくても被害児童や保護者の苦痛が累積し、また学校不信が蓄積しているとして、リスクが重大であるとの意識をもち、定期的の方針を検討することが必要である。

急性期よりも、被害児童・加害児童とも事実を冷静に振り返ることのできる可能性があることから、解決に向けて新たな方策をとることもできることもあり、関係者を集めてケース会議を行うなどして、粘り強く検討すべきである。常日頃、その児童生徒に関わっている教職員だけではなく、外部から講師を招くなどしてケース会議を行うことも求められる。

11 いじめ認知を行った後の、被害児童と加害児童の話し合いの場の設定についての提言

話し合いの場の前に、被害児童と加害児童について、双方に言い分がある場合は、児童に対し、双方の具体的な主張を確認させることが必要であり、その点で、お互いに認めるべき部分は認めさせることが考えられる。また、被害児童が受けた苦痛等について、前後の経緯を踏まえ、加害児童にも被害児童の心情を丁寧に説明し、相手の心情を理解する場となることが望まれる。このように、加害児童に被害児童の受けた苦痛を理解してもらうことが指導の要であると言え、その際、被害児童の聴き取りを丁寧に行うことは欠かせない。

また、被害児童・加害児童含め、今後、どのようにしたらよいか確認することが考えられるが、必ずしも謝罪、仲直りにこだわる必要はなく、双方が嫌なことをしない、お互いにクラスで誹謗中傷をしないという約束をする程度にとどまることも考えられる。仮に、被害児童がクラスで不安な気持ちを有し、加害児童がいるクラスには行けない等述べている場合には、加害児童がいる場であっても、どのようにしたら不安が解消されるかを分析し、それを実現することが考えられるが、それにあたっては、不安な気持ちを軽減するための対処法の検討とその実施に際してのサポートやケアのために SC や SSW を活用する、スクールロイヤー等（たとえば、関係児童が行わない約束事の詳細を設定するなどであり、調停や条項案などの知識の活用）などの活用が考えられる。

学校は、被害児童及び保護者が精神的に不安定となっている場合には、被害児童に加害児童の言い分を確認させることに躊躇する場合もあると考えるが、SC や SSW などの同席を求める等しながら、中立的な立場で加害児童の言い分を伝えることが必要である。被害児童が、出席が難しい場合には、書面で言い分を伝え合うことなども検討する。

また、既に述べたように、事前に被害児童が加害児童に何を言いたいかを整理することで、自身の心情を整理・分析させることができ、よりの確に相手に心情が伝わるという効果が期待できる。

双方が感情的となっている場合は、お互いに感情的なしこりを残させないために、双方に誹謗中傷をしない約束をさせることも必要であるし、また、言い合いとなった場合には中止すると事前に伝えておくことも必要である。

このように、事前の準備をした上で最終的に面談することが望ましく、それにあたっては、双方の児童の意向と調整を行うべきであり、双方の児童が面談によって、さらに苦痛を受けていじめ問題が深刻化することは厳に避けなければならない。

以 上

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例により、次に掲げる者のうちから委嘱した5人以内の委員をもって教育委員会の附属機関として設置した委員会である。

- (1) 弁護士
- (2) 精神医学を専門とする医師
- (3) 心理学又は福祉学の専門家
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

いじめ問題重大事態調査委員		
弁護士	谷村	紀代子
医師	広瀬	克紀
臨床心理士	半田	一郎
臨床心理士	杉江	好子
元公立学校長	慶野	好子